

保育施設等に入所（園）する3歳から5歳児の給食費無償化について

市では、市内在住の3歳から5歳児全員が等しく幼児教育を受けられる環境整備を推進し、さらなる幼児教育・保育の充実と保護者の負担軽減のため、保育施設等に入所（園）している3歳から5歳児の給食費（おやつ代含む）を令和元年10月分から無償化しています。

○対象者について

- ・4月1日現在で児童が3歳から5歳に達していること。
- ・児童及び同居する保護者が市に住民登録があり、かつ居住実態もあること。
- ・児童が教育・保育施設等に入所（園）していること。

以上の3つを満たす児童が対象となります。児童又は保護者のみが市内に住所を有している場合は、対象となりません。

また、市外に転出した場合も、無償化の対象とはなりません。

○施設区分、限度額、手続きについては下表のとおりです。

| 施設区分 | 給付又は免除する額（限度額） | 手続き |
|--------------------------------------|---|--------------------|
| 保育所 認定こども園 認可外保育施設 事業所内保育施設 | 給食費ただし、月額5,500円（主食費800円、副食費4,700円）を上限とする。 | 施設又は保護者からの請求手続きが必要 |
| 幼稚園 | 給食費ただし、月額8,000円を上限とする。 | |

※主食費とはごはんやパン代、副食費とはおかず代やおやつ代を意味します。

※教材費、延長保育料、行事費、バス代などは無償化の対象外です。

※市外の私立幼稚園・認可外保育施設を利用の方も無償化の対象となります。

○児童1人あたり1施設の給食費が無償化されます。

（例）午前中に幼稚園、午後に別の施設を利用している場合は、幼稚園の給食費（おやつ代含む）が無償化されます。

○個人による直接請求の場合には、給食費（おやつ代含む）を支払ったことが分かる領収書などのコピーが必要です。

※施設による代理請求の場合は、手続きは不要です。

○国制度による保育料・授業料の無償化については、別途手続きが必要です。

お問い合わせ先：須賀川市教育委員会事務局こども課保育幼稚園係
電話：0248-88-8124